

平成26年度事業計画書

本協会は、協会の目的である地方自治の振興と市町村の健全な発展を図るため市町村振興宝くじ収益金等を活用し、市町村に対する低利な貸付事業をはじめとする、定款第4条に規定する公益目的事業を次のとおり実施する。

1 貸付事業【予算額 5,000,000千円】（定款第4条第1項第1号）

(1) 長期貸付事業

ア 貸付対象事業

- ① 災害時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業
- ② 魅力ある街づくりや地域づくり等で緊急に整備を要する公共施設整備事業

* ただし、平成26年度に神奈川県知事に地方債の届出をしたもの、同意又は許可を得たものに限る。

イ 貸付利率

① 通常利率

貸付日直近の財政融資資金の貸付利率から0.5を減じた率とする。ただし、その率が0.1%を下回ることとなるときは、0.1%とする。

② 特別利率

貸付対象事業のうち、「緊急を要する防災対策事業」及びエネルギーの節減につながる「エコ事業（照明設備のLED化等）」については、市にあつては1億円、町村にあつては5千万円を限度に平成27年度債までの利率を通常利率の2分の1とする。

ウ 貸付最低保障枠

市町村への貸付総額は、50億円とする。また、1市町村当たりの貸付最低保障枠を市にあつては2億2千万円、町村にあつては1億1千万円とする。ただし、特別利率による1市町村当たりの貸付額を含む。

エ 貸付日

平成26年度の地方債に係る貸付けは、平成27年3月24日（火）及び平成27年5月25日（月）とする。ただし、平成25年度の貸付対象事業のうち平成26年度に繰越した事業については、平成26年度中の毎月24日（ただし、該当日が金融機関休業日にあたるときは翌営業日）とする。

オ 貸付の条件等

区分	償還期間	償還方法
25年	25年以内（据置期間3年以内）	半年賦元利均等償還
20年	20年以内（据置期間3年以内）	半年賦元利均等償還
15年	15年以内（据置期間3年以内）	半年賦元金均等償還
10年	10年以内（据置期間2年以内）	半年賦元金均等償還
5年	5年以内（据置期間1年以内）	半年賦元金均等償還

(2) 短期貸付事業

ア 貸付対象事業

- ① 被災時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業
- ② 他の市町村（県内外）に対して行う災害支援事業等

イ 貸付条件及び貸付額

- ① 貸付期間は、貸付同一年度内
- ② 償還方法は、元利とも一括償還
- ③ 貸付利率及び貸付額は、その都度決定する。

2 交付事業【予算額 737,357千円】（定款第4条第1項第2号）

オータムジャンボ宝くじに係る神奈川県からの交付金及び市町村振興宝くじ交付金基金（サマージャンボ宝くじに係る交付金）の運用益の一部を活用し市町村へ交付する。

各市町村への配分は、交付総額の40%を均等割及び人口割とし、残り20%を均霑割とする。

3 助成事業【予算額 239,309千円】（定款第4条第1項第3号）

(1) 市町村広域行政助成事業【予算額 120,000千円】

複数の市町村が連携して行う特定の広域的政策課題に基づき、広域的に連携して行う地域活性化のための取組みに対して次のとおり助成する。

項目	助成額等
1 市町村当たりの助成限度額 (単年度ごと)	500万円
助成期間	<p>スタートアップ支援 事業実施年度から5年間 助成対象事業費の範囲内で助成する。</p> <p>継続支援（新設） スタートアップ支援後となる6年目から 10年目の間 助成対象事業費の2分の1の範囲内で助成する。</p> <p>(ただし、天災等やむを得ない事情により事業の実施ができなかったものと理事長が認めたものについては、1年の延長が可能)</p>

(2) 地震防災広域連携促進臨時特別助成事業【予算額 70,000千円】

大規模地震発生時において他の市町村からの支援が不可欠とされる中、県内外の複数の市町村が連携して大規模地震に備えた広域防災体制の充実強化を図ろうとする事業に対して次のとおり助成する。(ただし、県外の市町村との連携事業については、本県市町村の相応分を対象とする。)

項目	助成額等
1 市町村当たりの助成限度額 (単年度ごと)	300万円
助成期間	平成27年度まで

(3) 市町村法制事務支援事業【予算額 7,540千円】

市町村が法制事務に関する業務について外部機関に委託等を行う場合に次のとおり助成する。

助成内容	助成額等
<p>① 条例等の制定に関する法制事務支援</p> <p>市町村が、条例、規則等の制定に関する法制事務を外部機関に委託を行った場合</p>	<p>3年度間を限度に、単年度ごとに委託経費の3分の2以内で上限100万円を助成</p>
<p>② 法制事務支援サービスの利用に係る法制事務支援</p> <p>外部機関が設置しているデータベースシステム等を利用したインターネットサイト上での法令情報の提供、法制執務相談及び法令の改廃に伴う条例等の整備等に関する支援サービスを利用する場合</p>	<p>5年度間を限度に、外部機関とのデータベースシステム利用料等の支援サービス委託契約等経費の3分の2以内で100万円を限度とする。</p> <p>ただし、インターネット利用料、通信料及び支援サービスの提供を受ける際に必要となる機器等の整備等の経費は除く。</p>

(4) **宝くじ広報掲載料交付事業【予算額 8,057千円】**

市町村が発行する広報紙に、一定の期間内に、サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじの販売促進のための広報を掲載した場合に、1掲載につき8万円を助成する。ただし、各宝くじとも2掲載までを助成対象とする。

(5) **消防広域応援助成事業【予算額 1,000千円】**

神奈川県内で発生した災害等に際して広域的な救助活動等について助成する。

(6) **市町村関係団体への助成事業【予算額 32,712千円】**

ア **市町村関係団体共同事業交付金【予算額 17,230千円】**

神奈川県市長会及び神奈川県町村会が実施する神奈川県内の市町村の振興のための情報発信等の事業に対して助成する。

イ 市町村関係団体交付金【予算額 13,482千円】

市町村関係団体が市町村の振興と発展に資するために実施する研修及び調査研究事業について助成する。

ウ 市町村関係団体特定事業助成【予算額 2,000千円】

神奈川県市長会及び神奈川県町村会が実施する神奈川県内の市町村の振興のための特定事業に対して助成する。

4 市町村職員研修事業【予算額 54,450千円】（定款第4条第1項4号）

市町村職員等の資質の向上と能力の開発を図るために必要な研修を次のとおり実施する。

(1) 合同研修講座【予算額 31,105千円】

次の研修を合同で実施する。

- ア 基本研修
- イ 講師養成研修
- ウ 専門実務研修
- エ 共同研修
- オ 情報研修

(2) 調査研究【予算額 3,022千円】

- ア 政策形成実践研究
- イ 課題テーマ別調査研究（国内）
課題テーマ 大規模災害における自治体のあり方

(3) 研修助成事業【予算額 11,850千円】

- ア 地域別研修の実施経費の助成【予算額 5,000千円】
複数の市町村が共同で研修事業を実施する場合の経費について、1助成対象団体に対して総額50万円を限度に助成する。
- イ 市町村中央研修所等の受講経費の助成【予算額 5,000千円】
市町村の職員が市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所の研修を受講する際の受講経費の10分の8を助成する。
- ウ 国内先進地域調査研究の助成【予算額 1,350千円】
複数の市町村の職員で構成するグループが、国内の先進地域の調査研究を行う場合に、1人につき7万円を限度に助成する。

エ 自主研究グループの研究経費の助成【予算額 500千円】

平成25年度からは廃止とするが、経過措置として平成24年度までに助成の対象となった研究グループに対して助成期間が満了するまでの間、助成するものとする。

オ 技術系職員研修に対する支援策の検討

市町村からの要望を踏まえ技術系職員に対する研修に関しての支援策を検討する。

カ 単独市町村が実施する研修に対するモデル的な支援策の検討

個々の市町村の実情に応じて先進的に取り組もうとする研修(例：管理職員を対象にした災害危機管理研修、一般職員を対象にしたメンタルヘルス対策研修)に対してモデル的な支援策を検討する。

(4) 市町村自治啓発セミナー【予算額 1,181千円】

市町村職員の意識の向上を図るとともに、広く地域住民に対して地方自治の仕組み、市町村の役割、現状と課題等について理解を深め、地方自治の発展に資するセミナーを開催する。

(5) 研修事業体系の検証・見直し

「研修企画委員会」の中に、市町村の研修担当職員の代表(10人程度)で構成する「研修事業体系見直し部会(仮称)」を設置し、現行の研修事業体系の検証・見直しを実施する。

(6) 研修施設の管理【予算額 7,292千円】

市町村職員等が受講しやすい研修環境等を維持するため研修施設を管理する。

5 情報提供事業【予算額 723千円】(定款第4条第1項第5号)

ホームページを活用してタイムリーな情報を提供するとともに電子会議室を設け、情報交換が可能な環境を作る。

6 施設管理運営事業【予算額 36,343千円】（定款第4条第1項第6号）

（1） 神奈川自治会館の賃貸事業

神奈川県内の市町村の共同利用施設である神奈川自治会館を管理し、市町村及び市町村関係団体に対して会議室等の一時貸出等を行う。

（2） 防災備蓄物資の確保

神奈川自治会館及び研修施設に係る研修受講市町村職員及び帰宅困難者のために防災備蓄物資を確保する。

（3） 自治会館の改修工事

神奈川自治会館の老朽化に伴い共有所有者の神奈川県と連携を取りながら次のとおり修繕を実施する。

- ① 自治会館外壁タイル張替、屋上防水シート更新設計
- ② 自治会館空調設備更新設計

平成26年度研修事業体系（案）

